

仕 様 書

1 件名

那覇市首里石嶺プール給水加圧ポンプ取替修繕業務

2 契約の目的

本業務は、「那覇市首里石嶺プール給水加圧ポンプ取替修繕業務」を受託者に委託し、長期使用により劣化が著しい給水ポンプを交換し、正常な給水制御の継続を目的とする。

3 履行場所

那覇市首里石嶺町 2-70-9（石嶺文化スポーツプラザ地下）

4 履行期限

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

5 修繕内容

- (1) 既存ポンプユニット撤去
- (2) 新規ポンプユニット設置
- (3) 試運転調整
- (4) 取替機器（参考）

仕様	数量	単位
給水加圧ポンプユニット 川本製作所製 型式：KEF50P2.2並列 65Φ×540L/min×20m（2極）	1	式
取替・配管作業費	1	式
配管材料等	1	式
産業廃棄物処理	1	式

※付属品の制御盤、逆流スイッチ、アキュムレータ、圧力計、ポンプカバーについては既設のものを活用すること。

※図面等の確認が必要な場合、市民スポーツ課窓口で確認することができるが、質問事項等については別紙の質問書にて問い合わせください。

※取替機器については、次の条件を満たす場合は同等品でも可とするが、事前に仕様書で示す条件を満たしていることを確認できる書類を提出し、委託者の了承を得ることとする。

- ア 性能が同等以上であること。
- イ 大幅な既存配管の改修やベースアンカーの打ち替えを行わないで交換ができる機器であること。

6 作業条件

- (1) 作業日程および作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (3) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じなければならない。

7 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合はすべて受注者がこれを代行すること。

8 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 施工写真
- (3) 検査報告書（試運転結果報告含む）

9 安全対策等

本修繕を実施するにあたり関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

10 試運転及び運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転確認を実施する。試運転については、その結果を検査報告書とともに報告を行うこと。

11 保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年以内に生じた故障等は請負者の負担にて、速やかに処置することとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ実施する。